

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第6条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次の各号に掲げる事項を定める計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み</p> <p>(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項</p> <p>(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分</p> <p>(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項</p> <p>(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第6条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し、次の各号に掲げる事項を定める計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して</u>定めるものとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み</p> <p>(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項</p> <p>(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分</p> <p>(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項</p> <p>(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項</p> <p>2・3 (省略)</p>

48-1

<参照条文>

地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により削られた規定

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条第3項 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。